

新しいタイプの商標に関する 審査基準の概要

講義内容



- 一. 商標の特定(願書の記載)
- 1新しいタイプの商標における記載事項
- 2動き商標
- 3ホログラム商標
- 4色彩のみからなる商標
- 5音商標
- 6位置商標
- 7補正の範囲
- 二. 識別力(3条)
- 1動き商標
- 2ホログラム商標
- 3色彩のみからなる商標
- 4音商標
- 5位置商標
- 6使用による識別力

- 三. 不登録事由(4条)
- 1動き商標
- 2ホログラム商標
- 3色彩のみからなる商標
- 4音商標
- 5位置商標

商標の特定(願書の記載)



商標のタイプ	タイプの記載 (5条2項)	商標の詳細な説明 (5条4項)	物件 (5条4項)
動き商標	0	0	×
ホログラム商標	0	0	×
色彩のみからなる商標	0	0	×
音商標	0	Δ	0
位置商標	0	0	×

〇:必須 ム:任意

×:不要

1 商標の特定(願書の記載)



商標法施行規則

第四条の八

- ¦3 商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件は、商標登録を受けようとする商標を<u>特許庁長官が定める方式</u> ¦ に従つて記録した一の光ディスクとする。
- 4 前項に掲げる物件であつて、商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願(以下「国際商標登録出願」という。)に係るものを提出する場合は、様式第九の二によりしなければならない。
- 使用できる媒体は、「CD-R」又は「DVD-R」
- 記録するファイルは、MP3。
- ファイルのサイズは<u>5MB以下。</u>
- 一つの媒体には、一出願分の一つのファイルのみを記録。



願書の記載内容等(イメージ)

① 音商標以外の商標 (例:色彩のみからなる商標) ② 音商標

【書類名】商標登録願

【提出日】平成〇年〇月〇日

【あて先】特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】この商標は、●●●

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第〇類】

【指定商品(指定役務)】〇〇〇

【商標登録出願人】

【住所又は居所】〇〇〇

【氏名又は名称】〇〇〇 印

【書類名】商標登録願

【提出日】平成〇年〇月〇日

【あて先】特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【音商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第〇類】

【指定商品(指定役務)】〇〇〇

【商標登録出願人】

【住所又は居所】〇〇〇

【氏名又は名称】〇〇〇 印

【提出物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

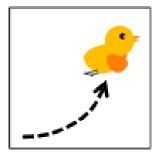


(1) 商標記載欄の記載(3条1項柱書き)

願書に記載した商標が、<u>時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定</u>されるように表示された一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、動き商標と認識し得る記載がなされている場合。

例)認められる場合

①一図での記載

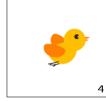


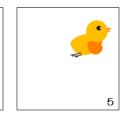
②複数図での記載



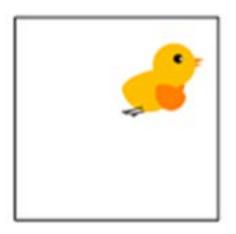








例)認められない場合



2 動き商標

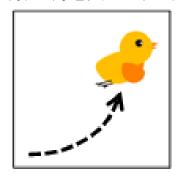


(2)詳細な説明の記載(5条4項)

動き商標を構成する<u>標章の説明</u>及び<u>時間の経過に伴う標章の変化の状態(変化の順番、全体の所要時間等</u> についての具体的かつ明確な記載がある場合。

例1)一つの図によって記載されている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

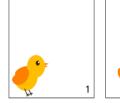
商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、<u>徐々に右上に移動</u>する様子を表している。この動き商標は、全体として<u>3秒間</u>である。

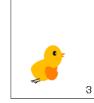
なお、<u>図中の破線矢印</u>は、鳥が移動する軌跡を表すための 便宜的なものであり、<u>商標を構成する要素ではない</u>。

例2)異なる複数の図によって記載されている例

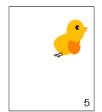
【商標登録を受けようとする商標】











【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。 鳥が、図1から図5にかけて翼を羽ばたかせながら、徐々に 右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

3 ホログラム商標

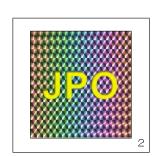


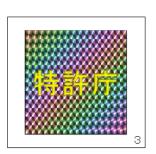
(1) 商標記載欄の記載(3条1項柱書き)

願書に記載した商標が、ホログラフィーその他の方法による<u>視覚効果により変化する標章の変化の前後の状態が</u>特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、ホログラム商標と認識し得る記載がなされている場合。

例)認められる場合







例)認められない場合





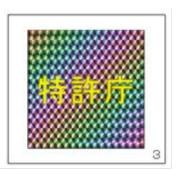
(2) 詳細な説明の記載(5条4項)

ホログラム商標を構成する<u>標章の説明</u>及びホログラフィーその他の方法による<u>視覚効果</u>(立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等。以下「視覚効果」という。)<u>により変</u>化する状態についての具体的かつ明確な説明がある場合。

【商標登録を受けようとする商標】







【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

<u>左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た</u> 場合には、図3に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。



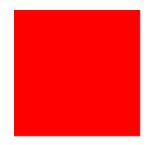
(1) 商標記載欄の記載(3条1項柱書き)

願書に記載した商標が、色彩を表示した図又は写真であって、商標の詳細な説明に、色彩のみからなる商標と認識 し得る記載がなされている場合。

例)認められる場合

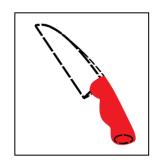
①単色

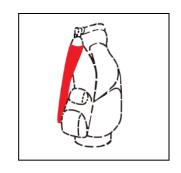






③商品等における位置を特定





例)認められない場合



※色彩のみからなる商標が、特定の文字等を認識させることが 明らかな場合。



(2)詳細な説明の記載(5条4項)

色彩のみからなる商標を構成する<u>色彩を特定するための色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号、色彩の組み合わせ方(色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等)</u>等についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合。

例1)単色

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、<u>赤色(RGBの組合せ:R255、G0、B0)</u>のみからなるものである。

例2)色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

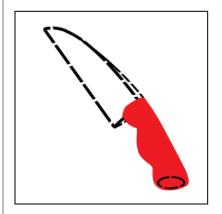
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せのみからなるものである。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ:R255、G0、B0)、青色(RGBの組合せ:R0、G0、B255)、黄色(RGBの組合せ:R255、G255、B0)、緑色(RGBの組合せ:R255、G128、B0)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の縦幅の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。



例3)商品等における位置を特定

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】 【商標の詳細な説明】

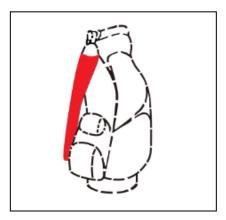
商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、 色彩のみからなるものであり、<u>包丁の柄の部分を赤色</u> (RGBの組合せ:R255、GO、BO)とする構成からなる。 なお、包丁の刃及び柄の部分の破線は、商品の形状の 一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【指定商品(指定役務)】包丁

【第8類】

例4)商品等における位置を特定

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなるものであり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分を赤色(RGBの組合せ:R255、G0、B0)とする構成からなる。

なお、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分以外の破線は、 商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素 ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

5 音商標



(1) 商標記載欄の記載(3条1項柱書き)

例)認められる場合

五線譜による記載

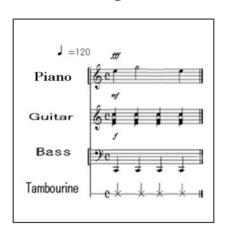
次のすべての事項が記載された五線譜により記載 されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号(ト音記号等)
- ③ テンポ(メトロノーム記号や速度標語)
- ④ 拍子記号(4分の4拍子等)
- ⑤ 言語的要素(歌詞等が含まれるとき)

例①



例②



文字による記載

次の事項が文字により記載されている場合

① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により 特定して記載するものとする(例えば、「ニャー」とい う猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピュー ピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カ チャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械 が動く音。)。

② その他音を特定するために必要な要素 音の長さ(時間)、音の回数、音の順番、音の変化 等を記載するものとする。

なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音 のテンポの変化等のことをいう。

例(3)

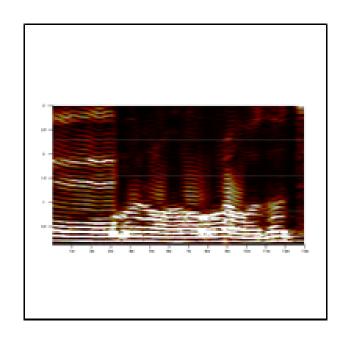
本商標は、「パンパン」と2回 手をたたく音が聞こえた後に、 「ニャオ」という猫の鳴き声が 聞こえる構成となっており、全 体で3秒間の長さである。

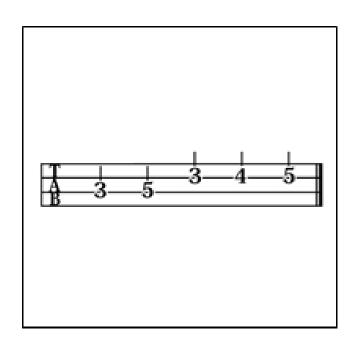


例)認められない場合(文字または五線譜以外で記載されている場合)

①サウンドスペクトログラム(ソノグラム)による記載の場合

②タブラチュア譜(タブ譜、奏法譜)や文字譜による記載の場合





5 音商標



(2) 詳細な説明及び物件(5条4項)

音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項(演奏楽器や声域等の音色等。ただし、歌詞等の言語的要素を除く。)は、物件及び商標の詳細な説明(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要な場合に限る。)により特定するものとする。

例) 演奏楽器について

願書に記載した商標に演奏楽器について記載されておらず、物件がピアノにより演奏されたと認識される音声ファイルである場合。

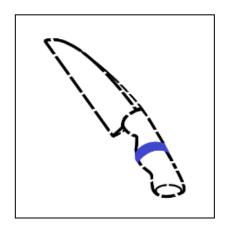
6 位置商標



(1) 商標記載欄の記載(3条1項柱書き)

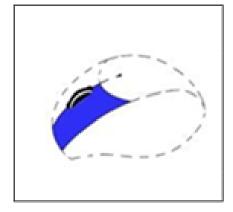
願書に記載した商標が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により<u>標章</u>及びそれを<u>付する</u> <u>商品中の位置が特定</u>できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、位置 商標と認識し得る記載がなされている場合。

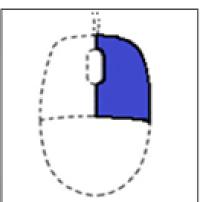
例)認められる場合





例)認められない場合





6 位置商標

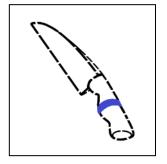


(2) 詳細な説明の記載(5条4項))

位置商標を構成する<u>標章</u>及びこの<u>標章を付する商品等における位置(部位の名称等)についての具体的かつ明確</u>な説明が記載されている場合。

例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、 標章を付する位置が特定された位置商標であり、<u>包丁の柄</u> の中央部分の周縁に付された図形からなる。

なお、包丁の刃及び柄の部分の破線は、商品の形状の 一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第8類】

【指定商品(指定役務)】包丁

例2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、ゴルフクラブ用バッグの破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

7 補正の範囲(16条の2)



(1) タイプの記載

原則

商標登録出願後、第5条第2項で規定する動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標である旨の記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。 例外

ただし、願書に記載した商標及び第5条第4項で規定する商標の詳細な説明(以下「商標の詳細な説明」という。)又は 経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及 び位置商標のいずれか以外には認識できない場合において、その商標である旨の記載を追加する補正、又は、その商 標である旨の記載に変更する補正は、要旨の変更ではないものとする。

(2) 商標記載欄の記載

原則

願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である。

例外

ただし、音商標において、願書に記載した商標中に、楽曲名、作曲者名等の音商標を構成する言語的要素及び音の要素以外の記載がされている場合、これらを削除する補正は、要旨の変更ではないものとする。

7 補正の範囲(16条の2)



(3) 詳細な説明又は物件の補正について

<u>商標登録を受けようとする商標が特定されていない場合</u>における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、<u>補正後の商標の詳細な説明又は物件が、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に含ま</u>れているか否かによって判断するものとする。

<u>商標登録を受けようとする商標が特定されている場合</u>における商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては、その<u>特定された範囲に補正後の商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かによって判断する</u>ものとする。例えば、音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項(演奏楽器や声域等の音色等。ただし、歌詞等の言語的要素を除く。)は、商標の詳細な説明(願書に記載した商標を特定するために必要がある場合に限る。)及び物件により特定されるため、その範囲に、補正後の商標の詳細な説明及び物件が含まれているか否かによって判断するものとする。

識別力について



(1) 3条1項全体

動き商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。

動き商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても 第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され、それが、文字や図形等の標章を描く場合には、描かれたその標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断する。

(2) 3条1項各号

3条1項1号

- (1) 動き商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。
- (2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが、普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

※ 2~5号に同様の規定あり



(1) 3条1項全体

ホログラム商標を構成する文字や図形等の<u>標章</u>とその標章がホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。

立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるか判断するものとする。

ホログラム商標を構成する文字や図形等の<u>標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しない</u>ものとする。

見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 3条1項各号

3条1項1号

- (1)ホログラム商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。
- (2)ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、商品又は役務の普通名称を 普通に用いられる方法で複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、本号 の規定に該当するものとする。



(1)3条1項全体

色彩を組み合わせてなる商標については、商標全体として考察するものとする。

色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成するものは色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとする。

(2)3条1項各号

3条1項2号

「赤色及び白色の組合せ」(婚礼の執行)

「黒色及び白色の組合せ」(葬儀の執行)



3条1項3号

商品等が通常有する色彩のみからなる商標については、原則として、本号の規定に該当するものとする。

- (1) 商品が通常有する色彩
 - (イ) 商品の性質上、自然発生的な色彩
 - (例) 商品「木炭」について、「黒色」
 - (ロ) 商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な色彩
 - (例) 商品「自動車用タイヤ」について、「黒色」
 - (ハ) その市場において商品の魅力の向上に通常使用される色彩
 - (例) 商品「携帯電話機」について、「シルバー」
 - (二) その市場において商品に通常使用されてはいないが、使用され得る色彩
 - (例) 商品「冷蔵庫」について、「黄色」
 - (木) 色模様や背景色として使用され得る色彩
 - (例) 商品「コップ」について、「縦のストライプからなる黄色、緑色、赤色」

3条1項6号

色彩のみからなる商標は、第3条第1項第2号及び第3号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(該当する例)

役務の提供の用に供する物が通常有する色彩



(1)3条1項全体

音商標を構成する音の要素(音楽的要素及び自然音等)及び言語的要素(歌詞等)を総合して、商標全体として 考察するものとする。

音の要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

言語的要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

(2)3条1項各号

3条1項4号

ありふれた氏又は名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

3条1項5号

単音やこれに準ずる極めて短い音については、原則として、本号の規定に該当するものとする。



3条1項3号

商品が通常発する音又は役務の提供にあたり通常発する音を普通に用いられる方法で表示する標章のみからな る商標については、原則として、本号の規定に該当するものとする。

- (1) 商品が通常発する音
 - (イ) 商品から自然発生する音
 - (例) 商品「炭酸飲料」について、「『シュワシュワ』という泡のはじける音」
 - (ロ) 商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な音
 - (例) 商品「目覚まし時計」について、「『ピピピ』というアラーム音」 なお、商品「目覚まし時計」について、目を覚ますという機能を確保するために電子的に付加さ れたアラーム 音は、「ピピピ」という極めてありふれたものであっても、メロディーが流れるようなものであっても、アラーム音と して通常使用されるものである限り、これに該当するものとする。
- (2) 役務の提供にあたり通常発する音
 - (イ) 役務の性質上、自然発生する音
 - (例) 役務「焼き肉の提供」について、「『ジュー』という肉が焼ける音」
 - (ロ) 役務の提供にあたり通常使用される又は不可欠な音
 - (例) 役務「ボクシングの興行の開催」について、「『カーン』というゴングを鳴らす音」



3条1項6号

音の要素が本号の規定に該当しない場合には、商標全体としても本号の規定に該当しないものとする。 例えば、次のような音の要素のみからなる音商標については、需要者に自他商品·役務の識別標識として認識さ れないため、原則として、本号の規定に該当するものとする。

- (イ) 自然音を認識させる音
- 自然音には、風の吹く音や雷の鳴る音のような自然界に存在する音のみならず、それに似せた音、人工的で あっても自然界に存在するように似せた音も含まれる。
- (ロ) 需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音
 - (例)CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲
- (ハ) 商品の機能を確保するために又は役務の提供にあたり、通常使用されずまた不可欠でもないが、商品又は 役務の魅力を向上させるにすぎない音
 - (例) 商品「子供靴」について、「歩くたびに鳴る『ピヨピヨ』という音」
- (二) 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音
 - (例) 商品「焼肉のたれ」の広告における「ビールを注ぐ『コポコポ』という効果音」
 - (例) テレビCMの最後に流れる「『ポーン』という需要者の注意を喚起する音」
- (ホ) 役務の提供の用に供する物が発する音
 - (例) 役務「車両による輸送」について、「車両の発するエンジン音」
 - (例) 役務「コーヒーの提供」について、「コーヒー豆をひく音」

5 位置商標



(1)3条1項全体

位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察するものとする。

位置商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

(2)3条1項各号

3条1項1号

位置商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

※ 2~5号に同様の規定あり

6 使用による識別力



(1) 動き商標、ホログラム商標、位置商標の同一性

動き商標の同一性が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、時間の経過に伴う標章の変化の状態の相違等)。 ホログラム商標の同一性が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合。(標章の相違、ホログラフィーその他の方法による標章の変化の状態(視覚効果)の相違等)。

位置商標の同一性が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、標章の位置の相違)。

(2) 色彩のみからなる商標の同一性

同一性が認められない例

- ① 使用商標と出願商標の色相(色合い)、彩度(色の鮮やかさ)や明度(色の明るさ)が全部又は一部異なる場合。
- ② 色彩を組み合わせてなる出願商標と使用商標の配色の割合が異なる場合。
- ③ 出願商標と使用商標の商品における色彩の位置が異なる場合。

6 使用による識別力



(3) 音商標の同一性

同一性が認められる例

同一の音商標であると需要者が認識する場合

出願商標が音商標であって、出願商標と使用商標が厳密には同一ではない場合であっても、同一の音商標であると需要者が認識し得るときには、出願商標と使用商標は同一のものとしてあつかうものとする。

同一の音商標であると需要者が認識し得るか否かの判断にあたっては、以下について考慮するものとする。

① 音商標を構成する音の要素が同一か否か。音の要素とは、音楽的要素(メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等)及び自然音等をいう。

<u>音楽的要素</u>からなる音商標について同一のものであると需要者が認識し得ると判断するためには、<u>少なくともメロディーが同一</u>であることを要するものとする。なお、メロディーが同一であっても、<u>リズム、テンポ又はハーモニーが異なる場合には、需要者の受ける印象が異なる場合が多いため、十分に考慮</u>するものとする。

また、音色が違う場合、例えば、演奏楽器が違う場合であっても、音色が近似するときには、同一の音商標であると需要者が認識することが多いと考えられるため、十分に考慮するものとする。

- (例) 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がビオラで演奏されたものである場合は、双方の楽器の音 色は近似すると考えられることから、同一の音商標であると需要者が認識し得るものとする。
- ② 音商標を構成する言語的要素(歌詞等)が同一か否か。

同一性が認められない例

- ① メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なることにより、商標全体から需要者の受ける印象が大きく異なる場合。
- ② 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノやオーケストラで演奏されたものである場合等、音色や商標全体から受ける印象が大きく異なる場合。

6 使用による識別力



(4) 他の標章と組み合わせて使用する場合の同一性~動き商標を例に~

同一性が認められる例

使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の 識別標識として認識されると認められる場合。

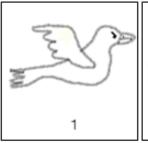
(例) 使用商標として動き商標がテレビCM全体の一部についてのみに使用されている動画が提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

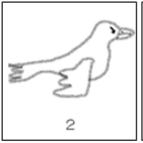
同一性が認められない例

使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であって、出願商標部分のみが独立して聴取できず、自他商品・役務の識別標識として認識されることはないと認められる場合。

例)同一性が認められない場合

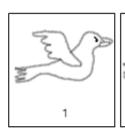
出願商標

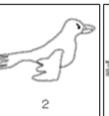






使用商標









不登録事由



動き商標の類否判断は、動き商標を構成する<u>標章</u>とその<u>標章が時間の経過に伴い変化する状態</u>から生ずる外観、称呼及び観念のそれぞれの判断要素を総合して、商標全体として考察しなければならない。

原則として、動きそのものについて、独立して自他商品・役務の識別標識としての機能を果たし得る部分 (以下「要部」という。)として抽出することはしない。

(1)動き商標の類否の判断(4条1項11号)~動き商標同士の類否~

自他商品・役務の識別機能が認められる<u>非類似の標章が同一又は類似の変化(移動)</u>をするが、変化の状態が軌跡として残らないような動き商標同士は、原則として、類似しないものとする。

例)原則として、類似しない場合





















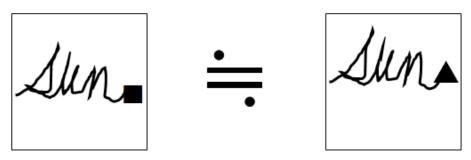


1 動き商標



自他商品・役務の識別機能が認められない標章の変化(移動)する状態が、軌跡として線で表されることで、文字や図形等の自他商品・役務の識別機能が認められる標章を形成する動き商標と、その軌跡により形成される標章と同一又は類似の軌跡からなる標章を形成する動き商標は、原則として、類似するものとする。

例)原則として、類似する場合



(■の軌跡が「sun」の文字を描く動き商標)

(▲の軌跡が「sun」の文字を描く動き商標)

1 動き商標



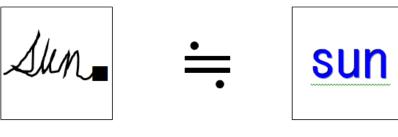
(2)動き商標の類否(4条1項11号)の判断~他の商標との類否~

標章の変化する状態が、軌跡として線で表されることで、文字等の自他商品・役務の識別機能が認められる標章を形成する動き商標と、その<u>軌跡により形成される標章</u>と同一又は類似の標章からなる文字商標等とは、原則として、類似するものとする。

文字や図形等の自他商品・役務の識別機能が認められる標章が変化する動き商標と、その標章と同一又は類似の標章のみからなる図形商標とは、原則として、類似するものとする。

動き商標の標章の軌跡が線で表されることで、文字等の自他商品・役務の識別機能が認められる標章を 形成する動き商標と、その軌跡により形成される標章と同一又は類似の標章からなる文字商標等とも、原 則として、類似するものとする。

例)原則として、類似する場合



(■の軌跡が「sun」の文字を描く動き商標)



(文字商標)



(自動車の軌跡が「sun」の

文字を描く動き商標)



(自動車の図形商標)



(文字商標)

2 ホログラム商標



ホログラム商標の類否の判断(4条1項11号)

ホログラム商標の類否の判断は、文字や図形等の<u>標章</u>とそれがホログラフィーその他の方法による視覚効果(立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等)により<u>変化する状態</u>を総合して、<u>商標全体として考察</u>しなければならない。

立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果が施されているホログラム商標については、表示面に表された文字や図形等の標章から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類 否判断するものとする。

見る角度により別の表示面が見える効果が施され、ホログラム商標が複数の表示面から構成されている場合には、 それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断するものとする。 この場合には、その<u>表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章との関連性等を総合</u>し て、商標全体として考察しなければならない。



単語及び熟語等が複数の表示面に分割されて表される等、もともとは一つの単語や熟語等であることが明らかな場合には、当該単語及び熟語等の一部からなる文字商標等、一つの表示面の標章と同一又は類似の標章からなる文字商標等とは、原則として、類似しないものとする。

特段の意味を有しない造語等の標章が複数の表示面にそれぞれ表され、各表 示面の標章の商標全体に占める割合が低くない等、複数表示面の標章を分離して観察することが取引上不自然でない場合には、各表示面に表示された標章と同一又は類似の標章からなる文字商標や図形商標等とは、原則として、類似するものとする。

例)原則として、類似しない場合((イ))

MOUN

(文字商標)

(見る角度によって文字が異なるホログラム商標)

例)原則として、類似する場合((ロ))



HBG

(文字商標)



カタニ

(見る角度によって文字が異なるホログラム商標)

(文字商標)

3 色彩のみからなる商標



(1)色彩のみからなる商標の類否の判断(4条1項11号)

色彩のみからなる商標の類否の判断は、当該色彩が有する色相(色合い)、彩度(色の鮮やかさ)、明度(色の明るさ)を総合して、商標全体として考察しなければならない。

色彩を組み合わせてなる商標は、上記に加え、色彩の組合せにより構成される全体の外観を総合して、商標全体と して考察しなければならない。

色彩を組み合わせてなる商標と単色の商標との類否について 色彩を組み合わせてなる商標を構成する一色と、その一色と同色の色彩のみからなる商標とは、原則として、類似し ないものとする。

例)原則として、類似しない場合



色彩のみからなる商標

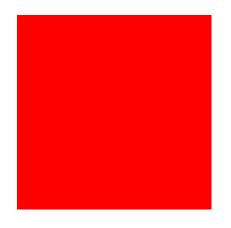


「単色の商標」と「文字と色彩の結合商標」との類否について「単色の商標」と「文字と色彩の結合商標」とは、原則として、類似しないものとする。

「単色の商標」と「文字商標」との類否について

文字商標との類否判断においては、称呼及び観念において同一又は類似であるとしても、色彩のみからなる商標は、主として色彩の外観が重要な判断要素となることから、原則として、類似しないものとする。

例)原則として、類似しない場合







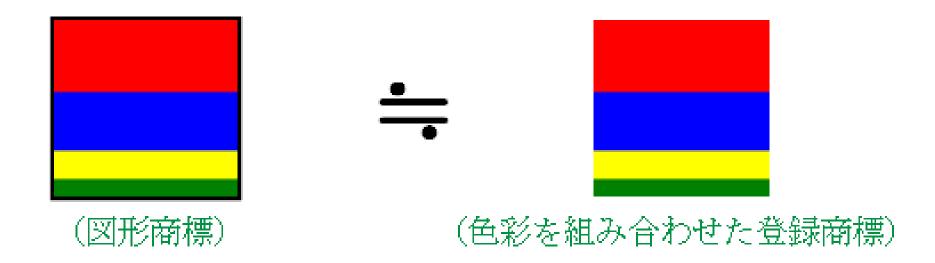


(文字商標)



「図形と色彩の結合商標」と「色彩を組み合わせてなる登録商標」との類否 「図形と色彩の結合商標」を本願とした場合の「色彩を組み合わせてなる登録商標」との類否については、色彩の配置や割合等が同一又は類似であれば、原則として、類似するものとする。

例)原則として、類似する場合



※ 図形商標を本願とする場合の基準

3 色彩のみからなる商標



(2) その他の不登録事由(4条1項1、18号)

4条1項1号

色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

4条1項18号

次の(イ)及び(ロ)を確認する。

- (イ) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。
- (ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみからなるものであること。



(1)音商標の類否の判断(4条1項11号)

音商標の類否の判断は、音商標を構成する音の要素及び言語的要素(歌詞等)を総合して、商標全体として考察しなければならない。なお、音の要素とは、音楽的要素(メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等)及び自然音等をいう。

音楽的要素のみからなる音商標間の類否について

- (イ) 自他商品・役務の識別機能を有しない部分については、要部として抽出せず、音商標の類否を判断する際の比較対象とはしない。
- (ロ) 自他商品・役務の識別機能を有する部分を要部として抽出し、音商標の類否を判断するにあたっては、少なくとも、 メロディーが同一又は類似であることを必要とする。



言語的要素を含む音商標間の類否について

- (イ) 自他商品・役務の<u>識別機能を有しない要素</u>については、要部としては抽出せず、音商標の類否を判断する際の 比較対象とはしない。
- (ロ) 音楽的要素及び言語的要素<u>いずれにも自他商品・役務の識別機能が認められる場合</u>には、それぞれの要素の 自他商品・役務の識別機能の強弱を考慮するものとする。
- (ハ) 言語的要素が造語や著名な企業名等であり自他商品・役務の識別機能が非常に強く、それに比して音楽的要素の自他商品・役務の識別機能が低いと考えられる場合には、言語的要素のみが要部として抽出される場合があるものとする。
- (二) 音楽的要素が著名なものであり自他商品・役務の識別機能が非常に強く、それに比して言語的要素の自他商品・役務の識別機能が相当程度低いと考えられる場合には、音楽的要素のみが要部として抽出される場合があるものとする。

例)言語的要素が非類似、音楽的要素が同一の音商標で原則として、類似しない場合

(音商標A)

言語的要素:ジェーピーオー

音楽的要素:自他商品役務の識別機能

非常に弱い



(音商標B)

言語的要素:エイビイシイ

音楽的要素:自他商品役務の識別機能

非常に弱い

※両商標の音楽的要素は同一のものであるとする。



言語的要素を含む音商標と文字商標との類否について言語的要素が要部として抽出される場合には類否の判断を行う。

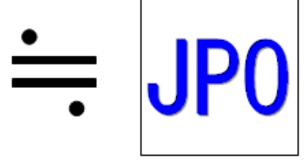
例)原則として、類似する場合

(音商標)

言語的要素:ジェーピーオー

音楽的要素:自他商品役務の識別機能

非常に弱い



(文字商標)

4 音商標



(2) その他の不登録事由(4条1項7、18号)

4条1項7号

「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合並びに商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする。

なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音」に該当するか否かは、特にその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。

- (例) 音商標が国歌(外国のものを含む)を想起させる場合。
- (例) 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。

4条1項18号

次の(イ)及び(ロ)を確認する。

- (イ) 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。
- (ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。

5 位置商標



位置商標の類否の判断は、文字や図形等の標章とその標章を付する位置を総合して、商標全体として考察しなければならない。

原則として、位置そのものについて、要部として抽出することはしない。

(1)位置商標の類否の判断(4条1項11号)~標章に識別力がない場合~

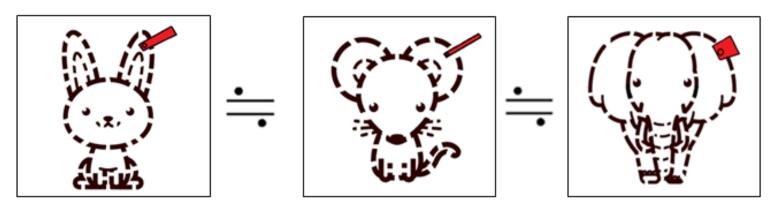
位置商標間の類否について

① 標章に自他商品・役務の識別機能が認められない場合 商品に付される<u>位置等によって需要者及び取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察</u>しなければならない。

位置商標と図形商標等との類否について

② 位置商標を構成する標章が要部として抽出されない場合は、上記と同様とする。

例)原則として、類似する場合(指定商品第28類「動物のぬいぐるみ」)



(位置商標)

(位置商標)

(位置商標)

5 位置商標



(2)位置商標の類否の判断(4条1項11号)~標章に識別力がある場合~

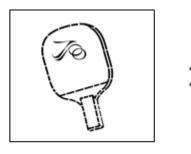
位置商標間の類否について

① 標章に自他商品・役務の識別機能が認められる場合 標章が同一又は類似であれば、その標章を付する位置が異なる場合でも、原則として、商標全体として類似するものとする。

位置商標と図形商標等との類否について

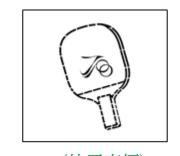
② 位置商標を構成する標章が要部として抽出される場合は、標章が同一又は類似の図形商標等とは、原則として、 商標全体として類似するものとする。

例)原則として、類似する場合



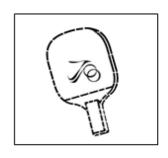
(位置商標)

商品「卓球のラケット」



(位置商標)

商品「卓球のラケット」



(位置商標)

商品「卓球のラケット」



(文字商標)

商品「卓球のラケット」